

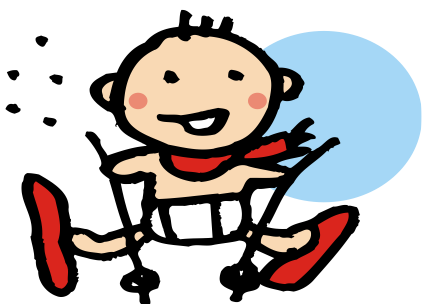
# 中川事務所新聞

第 1 3 2 号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【国民年金の強制徴収強化】

厚生労働省は国民年金未納者への徴収を徐々に強化しています。通常は督促状 財産差押えという流れになりますが、その基準は、  
13年度から所得400万円以上 & 未納13ヶ月以上で実施済み  
15年度は所得400万円以上 & 未納7ヶ月以上で実施予定  
18年度には所得300万円以上 & 未納7ヶ月以上で実施予定  
となっています。なにやら覚悟のようなものが伝わってきますね。



### 【金融検査マニュアル改定】

金融庁による同マニュアルの改定で、債務超過状態でも収益回復の可能性が高ければ運転資金の融資を正常な債権と分類してよい、ということになりました。

形の上では経営再建中の中小企業へ恩恵が広がることになりそうですが、そうは簡単にはいかないでしょう。そもそも収益回復の可能性を誰が判断するかというと、個々の金融機関です。ところが、保証協会頼りの金融機関には、もはやそういった目利き力はありません。ただし、「債務超過だから融資できない」という金融機関側の言い訳は通用しなくなるので、収益性を高めることを前提に、どのように金融機関を攻めるかは考える必要があります。

### 【管轄区域が変わります】

姫路市内3警察署の管轄区域が変わります。車庫証明等の許認可手続きや一般の方の運転免許更新手続きには注意が必要です。(H27.3.2から)

### 【2月の事務予定】

- ・ 2月決算法人期末実地棚卸
- ・ 11月決算建設業決算変更届
- ・ 12月決算法人確定申告 & 納税
- ・ 6月決算法人中間申告 & 納税
- ・ 所得税の確定申告2/16 ~ 3/16
- ・ 豆まき



## 知ってお得！？法律雑学

Q . 自宅で小便をするときは座ってしなさいと妻に強要されます。おとなしく言うことを聞くしかないのでしょうか？

A . このほどドイツの裁判所で、男性にはトイレで立小便する権利があると明確に認められました。

判決だけ聞くとふざけた内

容に思えるのですが、実はそうでもなく、賃貸住宅に住む人がトイレで立小便を続けた結果、大理石製の床が傷み、その弁償を求められたものの、尿の飛び散りで床や壁が傷むのは間違いないが、男性には立小便の権利云々となって、弁償の必要なしとなったものです。

さて、この判決を盾に奥様に反論しますか？いかなる結果になろうとも当方では責任を負いかねます。



# 経営談義

## 【介護への備えはありますか？】

自分やその親世代が介護状態になった場合、周囲への影響は想像以上に大きくなります。特に親世代の介護による子世代の離職が社会問題になっています。

現役世代の介護離職対策として公的に用意されているものに介護休業制度があります。要介護状態になった家族を介護する労働者に対して、要介護者1人につき通算93日、介護休業給付金として賃金の40%程度が雇用保険から給付さ

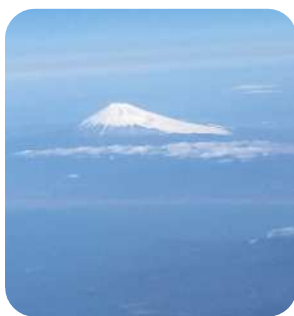
れます。介護が必要になったからといっていきなり離職するのではなく、休業で体制を整える。その間の最低限の収入は雇用保険で確保するという流れです。

企業向けの助成金としては、代替要員を確保する場合の助成金（上限100万円）や、介護離職者を新たに雇用した場合の助成金（30万円）、介護と仕事の両立を支援するために職場の環境整備を行った場合の助成金（上限100万円）などがあります。（助成金は兵庫県などの自治体が実施しています）

一方、当事者にとって最大の問題は金銭的な負担です。収入が減って（または無くなって）介護費用の負担が重なれ

ばその影響は相当大きくなります。その対策としては生命保険の活用が考えられます。

一般的におすすめなのは、「低解約返戻金型終身介護保険」というものです。終身保険なので保障は一生続く、保険商品によっては何事もなければ途中で健康祝い金がもらえる、3大疾病になったら以後の保険料は支払不要、などの特徴があります。早期に加入すれば保険料負担も軽くなります。（保険に関しては、(有)アシスト保険サービスまでお問い合わせください）



ここ何年ももつぱら軽自動車に乗ることが多くなり、乗用車を放置していたらタイヤが劣化してボツになり、多額の交換費用がかかりました。動くものは動かさないとダメだということのようです。

東京への出張帰り、羽田空港で時間潰しにフェイスブックを見てみると、何年も会っていない高校の同級生が同じように時間を潰しているのがわかりました。残念ながら気付くのが遅れてご対面とはならなかったのですが、道具の進化というのは面白いものですね。

あひがね

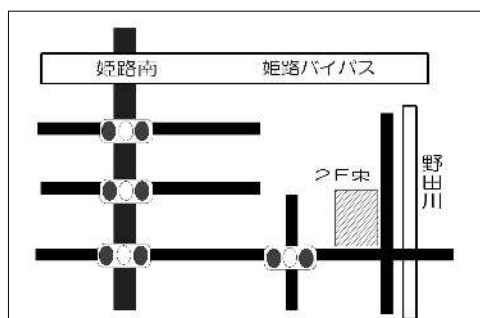
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

### 法務会計事務所とは？

- ・予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1  
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp